

第 4 回 淡水魚保全のための検討会 議事要旨

【日時】平成 27 年 12 月 21 日（月）15：00～16：40

【場所】虎ノ門ビジネスセンター カンファレンスルーム 3B（3 階）

■挨拶

○環境省（奥田野生生物課長）：本日はお忙しい中本検討会にご出席頂き感謝。昨年度は全国各地における淡水魚の保全事例を検討し、各省庁においては淡水魚が生息する環境の保全に資する事例を紹介して頂いたと承知している。また、委員の先生方からはそれぞれに対して貴重なご意見を頂いた。今年度の最終的な提言とりまとめに向けて、今回検討会では提言の骨子案を示したい。提言を機に淡水魚が生息するような豊かな自然環境を保全することのメリットを多くの関係者、ステークホルダーに理解して頂ければと思う。本日は限られた時間ではあるが、委員の先生、関係者の方々から忌憚のないご意見を頂きたい。

（1）「二次的自然を主な生息環境とする純淡水魚保全のための提言」の作成（案）

※事務局から、資料 1 「「二次的自然を主な生息環境とする純淡水魚保全のための提言」の作成（案）」について説明。その中で、昨年度の議論で出された意見を踏まえ、淡水魚が生息するような豊かな場を創ることにより地域に様々なメリットがもたらされるということが理解され、活動が自立的に進むことが重要との考えが、提言から伝わるようにしたいこと等を補足で説明。

○渡辺委員：純淡水魚という表現について再確認したい。本検討会で対象とする魚類について、これまでの議論では山奥の溪流や河口域等に生息する種を含め全ての淡水魚を対象とするものではなく、主に平野部の里山等二次的自然に生息しているものを対象としていることについては、コンセンサスが得られており重々承知しているところ。

一方で、二次的自然は純淡水魚だけでなくウナギやハゼ類の生息環境にもなっている。二次的自然という生息環境に着目し、そこに生息する淡水魚の保全を検討すべきであり、両者を区別することに保全上意味はない。

主な検討対象を純淡水魚とすることは理解できるし、また、昨年度の議論で「淡水魚」と「純淡水魚」の表現を統一すべきではないかとの意見があったことを踏まえた表現だと思われるが、資料のすべてに渡り「純淡水魚」という表現を使用することにより、二次的自然に生息する純淡水魚に限定すると感じさせてしまうことは違和感がある。

○環境省（榎）：二次的自然に生息し、河川～水路～水田を行き来するような魚類を対象とすることとし、検討対象種として 72 種を具体的に挙げたところ。これらの種をどのように表現するのが適当か検討して「二次的自然を主な生息環境とする純淡水魚」と表現した。また、提言は、これら具体的に挙げた種を調査、検討した結果として得られたもの

であるということを明確にしたかった、言い方を換えれば、対象とした種とアウトプットとなる提言との間に一本筋を通したかったので「純淡水魚」と表現した。ただ、保全対策など提言の中身は、検討対象種以外のものにも活用、応用できると考えている。

- 千賀座長：要するにウナギのようなものは対象にしないということか。
- 環境省（榊）：この提言の中ではその通り。
- 渡辺委員：今の説明で言いたかったことや、検討の対象とするのは純淡水魚であることは理解するが、提言する保全対策の内容については、純淡水魚であるか、それ以外の淡水魚であるかという属性の違いにより大きく異なることはないと考える。そのため、提言の文面においては「純淡水魚」と強調する必要はなく、二次的自然の淡水域に生息するというように場所が特定されていれば、あとは「淡水魚」と表現すればよいのではないか。違和感や誤解が生じないようにするためにも、純淡水魚と淡水魚を使い分けてもよいのではないか。
- 環境省（榊）：頂いた意見を汲み入れる形でご相談させて頂きたい。

（２）二次的自然を主な生息環境とする純淡水魚保全のための提言（骨子案）

※事務局から、資料２「二次的自然を主な生息環境とする純淡水魚保全のための提言（骨子案）」を説明。同資料については、事前に委員にも意見を伺っており、その主な対応結果についても補足で説明。

- 渡辺委員：「地域の人だけに淡水魚の保全をやらせるような提言になっていると誤解されないようにしたい」との説明があったが、この点を懸念している。資料２の目的の書きぶりについて、「地域社会における自主的な保全活動を促進」とあるので、取組主体が地域住民のみとなってしまう、行政が何をするのかわかりにくくなっているのではないか。たとえば、「地域・行政・専門家が連携し」というような文言があるとよい。また、関連して地域社会にとっての淡水魚保全のメリットについて言及しているが、マイナスがあるケースもあると思う。そこで聞きたいのだが、生物多様性を守るための基本的な条約や法律があるが、その中では「誰が」生物多様性を守らなければいけないとなっているのか。
- 環境省（榊）：生物多様性基本法では国、自治体、事業者の責務が、主体者別に記述されている。
- 環境省（奥田野生生物課長）：それに国民の責務も書いてある。
- 渡辺委員：それぞれが取組むことについて法律的なバックグラウンドがあるということである。地域社会だけではなく行政にも淡水魚の保全に取り組む責務があり、そこにメリットがあることで、取組を実施することについてのコンセンサスが得られていく、というのが実情。この点を提言の中でうまく表現できればよい。
- 千賀座長：EUでは淡水域の人間活動と自然との調和にかなり取り組んでいる。日本では国土交通省が行っているような多自然川づくりはもちろん、農業についても様々な取組

がなされている。例えば、ドイツの牧草地では、固有種のシギの卵がかえるまでは草刈りをしない地域を指定している。この取組を地域住民だけが行うことは困難。本来その時期は一番草を刈る時期であり、必要な一番草は他の地域から別途購入する必要があるが、この取組により減る農業者の収入や一番草の購入費に対して州（行政）が補償をしている。また、農業者は農地の景観を保全する役割を持つ者であるという位置づけを明確化して、景観を維持するための労働に補償している。スイスやフランスなどでは7、8割、場合によっては100%に近い額を補償している。そうして初めて二次的自然が守られるというのがヨーロッパの常識である。地域の関係者が自主的にやってくれということ強調しすぎると、都市の住民など他の責務はどうなのかという議論になる。この提言は淡水魚に直接関わりのある者に対してのものではなく、国民全体が支援する又は負担をすることが必要であるという世論を作るためのきっかけとなる提言とするべき。

- 渡辺委員：淡水魚の保全にあたり、問題となるケースを明示すると思う。また、合意形成や対策が、科学的根拠と合理性を持つようにすすめるということも担保しておいた方がよい。開発行為を行おうとする際、開発することだけが既定路線である一方で、保全が果たされる可能性やそのための方法も科学的に明らかではないまま、「保全の努力はする」という宣言だけはして本当に保全されるか不明確な事例もあると考える。開発の際には、科学的根拠に基づいて保全を進めることが重要であることを強調して頂きたい。
- 環境省（榊）：地域社会の人々だけが取組をするような内容にならないようにとの御指摘について、我々もより理解できたところである。専門家、行政、みんなが取り組んでいくことが重要であるので、提言を文章化する際にご相談させて頂きたい。また、科学的根拠の重要性についても、各現場で専門家と相談できる体制が構築できれば担保できると思う。EUの事例については、知見がない部分があるので、調べるなどしてどのように提言に生かしていけるのか考えていきたい。
- 渡辺委員：資料2の別紙「提言で求められる事項」のうち、湖沼の水質改善の項における「流域汚染負荷削減」については入れておいた方がいいと思う。今でも水質の改善が必要な場所があり、バランスとしてはおかしくないと思う。
- 環境省（榊）：全体的に湖沼の水質は良好になっているが、場所によっては問題を抱えている場所もあると考えられ、様々な対策の選択肢の一つという意味で掲載することとしたい。

（3）「二次的自然を主な生息環境とする純淡水魚保全のための提言」作成に向けた 平成27年度事例調査の実施について

※事務局から、資料3「「二次的自然を主な生息環境とする純淡水魚保全のための提言」作成に向けた平成27年度事例調査の実施について」について説明。

- 渡辺委員：資料3の（4）について、琵琶湖や三方湖は具体的にはどんな話になるのか。

- 環境省（榊）：三方湖に関しては自然再生の取組の一環としてフナなどの魚類の活用の他、流域全体での保全の取組みについて聞きたいと考えている。琵琶湖についてはみずすまし水田や魚のゆりかご水田などの取組や、淡水魚の食文化についての経済的な意味なども調べたい。
- 渡辺委員：単に希少種を守るということ、また、米づくりを行う中で淡水魚の保全に取り組むということだけでなく、産卵環境その他生息環境を保全しつつ淡水魚を直接利用してトータルとして生物資源を保全しているという事例を集めるということでもいいか。
- 環境省（榊）：魚自体の直接的利用だけではなく、関連して多様な自然資源を利用している事例もあるかと思うので、魚を含め幅広い自然資源の利用がなされるといった、トータル性に着眼して事例を集めたいと考えている。
- 渡辺委員：直接的利用するものを保全の事例に含めることは賛成。
- 千賀座長：保全は利用とともにあると思うので、日本の文化の重要な系統としてしっかりと位置づけたい。それから、外来種（オオクチバス）について霞ヶ浦で面白い取り組みをしていると聞く。漁協で捕れたオオクチバスを粉碎し、肥料として使っている。
- 環境省（榊）：御指摘の取組については、東日本大震災の関係で捕獲した外来種から放射性物質が検出されたことからストップしていると聞いた。実は昨日プライベートで、霞ヶ浦の御指摘の取組をしている場所を訪れた。漁師体験のイベントは行われていたものの、その先、すなわち、採れた外来魚を肥料のために売買するということは行われていなかった。現在は行われていないのでメインの事例としてとりあげるのは少し厳しいが、考えとしてはいいと思う。
- 渡辺委員：外来種は、淡水魚減少の大きな要因のひとつである。外来魚を肥料にする取組は霞ヶ浦以外でも行われている。琵琶湖では外来魚ポストを設置して、ポストで回収したバス・ギルから肥料をつくる事例もある。こういった事例についても提言に組み込んでどうか。
- 環境省（榊）：承知した。まずは調べてみたい。
- 渡辺委員：生息域外保全について、良い意味でも悪い意味でも市民によってよく取り込まれているので、良い例がここに挙げられるとよい。どこかに含まれているのか。
- 環境省（徳田）：資料3の（5）「民間主導による取組」がそれに一番近い。企業がCSR活動の一環として事業用地内で生息域外保全を実施している例もある。検討して提言に入れ込めるなら入れたい。
- 渡辺委員：資料3の（5）では企業の例のみだが、民間という意味では市民団体も含めればよいのかもしれない。
- 環境省（徳田）：博物館と企業が連携している事例もあるので、他にも例があるならば、入れたい。
- 環境省（榊）：資料3の（3）に掲げたシナイモツゴ郷の会、門崎メダカ米の取組などでは、専門家の意見を聞きながら、市民が生息域外保全として淡水魚を飼育している例は

あると思う。それについても入れ込めると思う。

- 千賀座長：資料3の(1)について、子どもが川とふれ合える取組や配慮についても紹介できないか。国土交通省では「川ガキ」と銘打つ取組もある。子どもたちが河川や水路の淡水魚に興味を持つことが淡水魚保全の重要なベースになると思う。

今、淡水魚に関心を持ち、保全の取組をしているような大人たちは、小さい頃に魚と遊んでその重要性を認識している場合が多い。この重要性を強調しておかないと「魚をとってはいけない」、「危険だ」等とって過度に子どもを規制することとなる。自分の中の内なる自然を育てていくために重要な0～5歳の時期に、川や淡水魚とのふれあいをする体験が人格形成の上で重要であり、提言の中でも、子供を育てる川といったニュアンスをどこかにいれたい。工夫をして頂きたい。

- 環境省(榊)：しっかりと工夫をさせていただき、個別に相談し盛り込んでいきたい。
- 千賀座長：子どもたちはもともと川でたくさん遊んでいたし、今でもそのような場所がある。岐阜県の長良川上流の吉田川では橋から川へ飛び込んで安全に遊んでいるところもあるし、滋賀県の甲良町では農業用水路で裸になって魚取りをしている。そのような経験が川への愛着となる。どこの項目になるかは難しいが、人間の内なる自然を育てるという意味で提言に入れて欲しい。
- 農水省：骨子案を説明頂き感謝。今後提言作成に向けて意見交換をさせて頂きたい。外来種について、昨年度、環境省、国土交通省、農林水産省で「外来種被害防止行動計画」を策定しており、その中には、具体的な取組や対策も記載されているので、活用していればよいと考えている。
- 国交省：国土交通省では、川ガキを含め子どもの水辺でのふれあいを推進する施策を行っている。子どもたちに川で安全に遊んでもらうことを通じて、川の大切さ、自然のすばらしさ、危険性等を合わせて学んでもらうもの。そうした取組を事例として紹介できると考えるので、個別にご相談させて頂きたい。
- 文化庁：淡水魚の保全は教育の観点からも重要であると思うが、それを現行の正規の教育カリキュラムに組み込むのは難しい。一方で、小学校の総合学習の時間等でアユモドキやイタセンパラなどの天然記念物を飼育し繁殖させる等といった取組事例はあるので、そうした事例を広めていければと思う。
また、淡水魚保全には一定のコストがかかるのが現実であるため、コストをかけても取り組む必要性又はコストに対して余りあるメリットを強調する書き方をしていく必要があると感じた。また、地域住民が苦勞するという形では提言を活用してもらいにくい。例えば、関係省庁がもっている既存の支援策等のツールをリストにして示せば、地域住民等に分かりやすく、より活用してもらえるようになるのではないかと考える。
- 千賀座長：関係省庁からそれぞれ前向きなご発言感謝。ぜひ、勘案していただき、最終的な提言につなげていきたい。
- 渡辺委員：提言の骨子案の中に、「情報共有と施策連携のための関係省庁プラットフォーム

ムの設置」とあるが、そのプラットフォームはいろんな人が利用できるのか、イメージを教えて欲しい。

- 環境省（榊）：関係省庁が集まって話し合いをする場をイメージしている。淡水魚の保全という観点では、今まで関係省庁間の横のつながりがなく、本検討会で初めて関係省庁にオブザーバーとして御参加いただくことで横のつながりができるきっかけが生まれたという状況。そこからもう1歩進んで、淡水魚の保全について話し合いができる場ができれば、現在何もない状況から比べると大きな進展であるというイメージ。
- 渡辺委員：行政内だけではなく、学識者や地域とのリンクを考えて頂ければと思う。もちろん、関係省庁同士の横の繋がりをつくるというのも大きな1歩だと考えるが、それをさらに発展させていただきたいと思う。
- 千賀座長：重要なことだと思う。最近、棚田を守る取組をしていて、棚田学会をつくった。その取組の中で自治体が参加する棚田保存のための連絡協議会を設け、棚田百選も選定した。関係省庁の担当者他、様々なレベルでの繋がり、協働関係があってもいいと思う。
- 環境省（奥田野生生物課長）：本日は重要な御指摘をいただき感謝。自分は生物多様性国家戦略や地域戦略の作成を担当する部署にいたが、本日御指摘をいただいた事項には国家戦略の中にも書かれているものや、先ほど御指摘のあった「外来種被害防止行動計画」の他、提言に関係する計画等も多くあり、そうしたものを再度参照しつつ、提言に盛り込むものを考えていきたい。

他方で、提言が棚に飾っておかれるようなものになっても意味はなく、具体的なアクションに結び付くようにする必要があるため、その点については関係省庁とも御相談をしながら進めていきたい。

プラットフォームについても御意見を頂いたが、例えば、国連生物多様性の10年日本委員会のような多様な関係者が集まる取組もあり、淡水魚の保全という切り口からどのようなあり方が有効かについて考えて行きたい。

さらに、環境省では「つなげよう・ささえよう森里川海プロジェクト」をすすめているところ。生態系サービスを受ける側と守る側が支え合う仕組み作りを、官民共同ですべての関係者が参画する形で、検討しているところ。仕組みができるには時間がかかるかもしれないが、今淡水魚保全のための提言をまとめておけば、この仕組みの下でさらに具体的な活動につなげていくことができると思う。今はちょうどよいタイミングなので、関係者すべてが取り組むことができる、いいものを作っていきたいと考えている。